

## 忠岡町子ども・子育て会議（第8回）会議概要

■日 時：平成28年12月21日（水）午後7時～

■場 所：忠岡町役場 2階 機能訓練室

### ■委員構成

[委 員]◎藤田委員、○高見委員、○勝元委員、小島委員、東委員、柏原委員  
土居委員、大谷委員、道口委員、根来委員、内藤委員、高橋委員、新川委員  
中元委員、森委員、片山委員、勝元委員、島田委員、泉元委員、土井委員  
◎会長、○副会長

[事務局]教育委員会 富本、二重、岩根、森

■傍聴者数 1名

### ■配付資料

会議次第  
（仮称）忠岡町幼保一体化推進基本計画（抜粋）について  
会議条例

### ■会議次第

1. 町長あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 委員出席状況の報告

### <案件>

1. （仮称）忠岡町幼保一体化推進基本計画（抜粋）について
  - 1-1 施設候補地について
  - 1-2 運営形態について
2. その他

### ■会議概要

#### 次第1 町長あいさつ

みなさん、こんばんは。皆様方には、本町の教育また文化面の向上にご協力いただき、ありがとうございます。また、本日は遅い時間にも関わらず、お勤めの後のお疲れの中、また子ども子育ての大事な時期にお越しいただき、会議を行うとういことで、大変申し訳なく思っております。

10月の町長改選でご指示を受けましたので、町政運営を預かることになりました。しっかりやらなければと決意を改めてしているところでございます。本町、文教住宅都市を目指すとともに、地域経済の活性化、また防災・安全といったような多岐にわたるものがあるのですが、特に私はこの12年間、教育・子ども子育て・福祉を中心にまちづくりを行ってき

た訳ですが、これからの4年間で一番なのは、今日のテーマでもありますこども園の設立を目指していきたいと思っております。

皆様の忌憚のないご意見を賜り、そのご意見を生かしていきたいと思っておりますので、ぜひ色んなご意見を出していただきたいと思いますと思っております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## 次第2 会長あいさつ

みなさん、こんばんは。会長の藤田でございます。

本日は、年末のお忙しい中、また遅い時間の開催にも関わらず、ご出席いただきましてありがとうございます。さて、今回でこの会議も8回目を迎えました。

今回は、基本計画を策定していく上で、委員皆様のより多くのご意見をいただきたい案件の説明があると聞いております。忠岡町の子どもたちの未来が、よりよいものとなるように、委員皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただき、有意義な会議となることをお願い申し上げます。それでは、本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

## 次第3 委員出席状況の報告

事務局より、資料の確認と委員の出席状況の報告。委員20名中、18名の出席であり、会議が成立している旨を報告。(欠席委員：新川委員、島田委員)

### 案件1. (仮称) 忠岡町幼保一体化推進基本計画(抜粋)について・・・

#### 資料に基づき、案件1-1. 施設候補地について・・・事務局説明(略)

委員：候補地①忠岡幼稚園がこども園になり、0～2歳児の保育所に通っている子どもたちが入るとなると、敷地的には大丈夫なのか、お聞かせいただきたい。

事務局：候補地①忠岡幼稚園の跡地にこども園を建設する場合には、現在保育所に通っている子どもさんを入所させるためには部屋数を増やさなければなりません。あと、調理室の設置や子育て支援拠点としての部屋を整備しなければなりませんので、恐らく、現在の敷地だけでは収まりません。そのために、隣接している町営住宅の敷地を取り入れるしかないと考えておりますが、そこには現在も居住されている方がいるために難しいと考えております。仮に、町営住宅部分を敷地に取り入れることができたとしても、それだけでは子どもさんの人数に対しての敷地が足りず、最悪の場合、小学校の運動場の敷地内に割り込むことになる可能性もあると考えておりますので、現実的には候補地①の忠岡幼稚園の跡地にこども園を建てることは非常に難しいと考えております。

実際に何人の子どもを受け入れる認定こども園にするかによって、建物内の部屋数や園庭の広さが変わってきますので、現在の敷地に保育所の子どもさんを受け入れる場合は、今の幼稚園の敷地だけでは足りないことは明らかですので、その場合は町営住宅を取り入れる案もあるのですが、現在住んでいる方がいらっしゃいますし、

周りの幅員が狭く、保護者の方が送迎する場合や工事をするにあたっては困難が生じる可能性がありますので、現実的には難しいと考えております。

委員：幼稚園は自転車の方が多いたと思いますが、保育所は送ってきた後にそのまま仕事に行かれる方が多いので車での送迎が多いと思いますが、幼稚園の前の道は抜けられないですね。

事務局：幼稚園の入り口を変えたとしても、混雑することは変わらないと考えますし、車でなくても同じ時間帯に送迎が重なりますと、周辺の住民さんに迷惑をかけてしまう可能性があるのではないかと考えます。

委員：保育所と幼稚園では子どもさん割合は保育所の方が多いのですか。

事務局：はい、保育所の方が多いです。

委員：ということであれば、確実に車の交通量が増えるのは目にみえているということですね。

事務局：はい、そういうことになります。

副会長：この決定は議会がするのですか、それとも、この会ですのですか。

事務局：私どもとしましては、この会である程度の方向性を決めていただきたいと考えております。議会で決定するというのではなく、今回の場合は認定こども園にするということではなく、最終的には忠岡保育所を廃止する条例等の話は出て参りますが、その前の認定こども園の整備の場所や運営の方法について、一定の方向性をこの会で決めていただきたいと考えております。

副会長：それはいつまでにですか。

事務局：できれば年明けくらいにはある程度と考えております。

今日、この後も説明させていただきまして、また年明けに会議を予定しておりますので、その時にある程度決めていただければと考えております。

副会長：急いでいるようですが・・・。

事務局：一応、平成31年4月スタートを掲げておりますので、特に認定こども園という性質上4月スタートが遅れて、例えば5月・6月スタートという訳にはいきませんので、4月が遅れると1年後の4月ということになってしまいますので、できましたら、平成31年4月にスタートしたいと、そうなってきますと、もう2年しかないので逆算しますと年明けくらいにはある程度の一定の方向性を決めていただきたいと考えております。

委員：候補地①と②を比べてみて、①の方が駅や小学校に近くということがありますが、②が一番問題なのは0.3m～1.0mの津波で、周りに高い建物がないことが心配だと思います。もし、候補地②の今の保育所のところに認定こども園を作るとしたら、今の保育所はそのまま使って、横の旧福祉センターの所に建物を作るといいますか。その場合、園庭も今のままですか。

事務局：旧福祉センターの辺りに新しく認定こども園を建てまして、今使っている保育所は取り壊す予定にしております。旧福祉センターと今の保育所の園庭辺りを認定こども園の園庭にしまして、現在の保育所が建っている辺りに駐車場を作れば一番良い形になるのではないかと考えております。

委員：①と②の場合、新設する建物のコストはあまり変わらないのですか。

事務局：新設の場合につきましては、コスト的には変わらないと考えております。

委員：やはり海拔が低いので、子どもたちが逃げる場所がないのでは。

事務局：候補地②に認定こども園を作る際には、かさ上げを考えております。あと、周りに高い建物がないとおっしゃっていましたが、保育所の屋上を避難場所として、保育所の子どもさんだけでなく、周りにお住いの方も、もし津波が来た場合は逃げてきていただけるような避難場所としての位置づけも考えております。

委員：だいたい2階建てですか。

事務局：一応、2階建てで、屋上を避難場所として考えております。

会長：この会議でどちらがいいか、委員皆様に諮ってもらっているわけですね。

事務局：今、ご説明させていただきまして、この会の案として委員皆様にお考えいただきたいと思っております。

会長：ここで決まったことを議会に上げていくわけですね。

事務局：はい。

#### 資料に基づき、案件1－2. 運営形態について・・・事務局説明（略）

委員：冒頭にあります基本方針の中にも民間活力の導入ということが入っておりますが、最後のところに公設公営ということがでていますが、公設公営の場合の実現の可能性、どの程度のことのできるのか、ご説明いただきたい。

事務局：現在の財政状況や幼稚園・保育所への職員の配置状況などを考えますと、非常に難しいと言わざるを得ません。先ほどの基本方針でもご説明させていただきましたが、町の財政状況や保育所の先生の人的状況、さらに子ども人口の減少など考慮した場合に、今現在の幼稚園2つ保育所2つの施設をこのまま維持することはできないと考えております。

さらに、保育所における待機児童が数年ぶりに発生している現状を打破するためにも、幼保一体化を進めていく必要があると判断したところでありますので、公設公営となりますと、今となんら変わりませんので、何の解決にもならないと考えております。よって、実現の可能性としては非常に低いと考えております。

委員：それでは、民間活力の導入に期待するところは一体何でしょうか。

事務局：先ほども申し上げましたとおり、保育士の不足が解消されることにより、待機児童が解消できると考えております。あと、公設公営の場合であると、色んな改修等をする場合、国・府からの補助金がありませんので、民営化することによって、現在の町立の4施設のうち片方を民営化することによって経費が削減でき、その経費を他の教育・子育て支援施策に配分することができると考えています。また、公立では、新しいことをする場合に迅速な対応が難しいが、民間園であれば対応や判断の迅速さ、柔軟性の向上が期待できると考えております。

会長：民営化になったとしても、色々な監督権限というのは町にもあるのですね。

事務局：はい。

委員：公設民営と民設民営、民間の事業者側からすると公設で建ててもらえる方が事業的

にはありがたいという反面、民設民営の方向に進んでいった場合、事業者負担で建物を全て建て替えた場合、締結する協定内容にそこまで介入できるのか、どうお考えでしょうか。

事務局：たしかに仰るように、民間が自分のところで建てた場合、今現在のチューリップ保育園がまさにそういう状態で、忠岡町としては一切お金を出していません。ただし、運営については、国に決められていますので、町から運営費を出しています。例え、民設民営であったとしても、町が当然関与していかなければならないので、そのあたりにつきましては、大丈夫だと考えております。

委員：民営化した場合、事業者側の経営破綻の懸念についてはどのようにお考えですか。また、そうなり、閉園になった場合、子どもたちをどうするかまでお考えですか。

事務局：そのあたりにつきましても、事務局として考えておりますのは、ここにも書いておりますとおり、社会福祉法人又は学校法人ということで株式会社等については除外しようと考えております。社会福祉法人等につきましては、基本的には利益を追求しないということが決まっておりますので、特に保育部門につきましては、経営破綻等がないとは言えませんが、限りなくないのではないかとということで、継続的な経営ができるのではないかと考えております。

委員：保育所だけで事業を行っていくような大きな事業所ではないと思いますが、保育所部分として扱っている以外の部門で経営が傾いた場合、どちらの部門もたたまいといけなくなる可能性はあるのですか。

事務局：確かに、懸念はないとは言えません。

委員：今後、忠岡町の小さな子どもさんがいる保護者さんが、この会議に入っていく中で、先ほどのようなことを不安材料と考える方もいると思いますので、それに対する対応を考えていただく方が安心するかと思います。

事務局：事業者の決定には、業者の経営状況や今までの決算状況等も含め、十分に把握し、業者を決定していくことになると考えております。ただ、100%破綻しないと言われると絶対には言えませんが、仮に破綻した場合は、町として責任をもって対応していきたいと考えております。

事務局：お尋ねのところは、一番心配されることとは思いますが、教育や保育は連続性・継続性の担保がされなければならない分野です。そのことを念頭に置きながら、各種データも含めて慎重な委託先の選定に努めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

会長：業者の選定の時もこの会議で決めるのですか。

事務局：それは別で考えております。もちろん、この会議の中から何名かにお声がけさせていただく可能性がありますが、全てここではございません。

委員：公設民営、民設民営の場合で保育料がどうなるのでしょうか。

事務局：公設民営、民設民営であろうと、保育所の部分につきましては、町が決定することになりますので、今もチューリップ保育園さんと公立の保育所で保育料の違いはございませんので、安心していただけるかと思います。ただ、幼稚園部門につきましては、町内に私立幼稚園がありませんので若干の差を設けているのが事実です。今回、仮に民間の認定こども園ができました場合は、違いがでないような形で考え

ていきたいと思っております。

委員：所得に応じてということですか。

事務局：保育所は、過去から所得に応じて保育料が設定されております。

委員：認定こども園もですか。

事務局：はい、同じです。幼稚園につきましても、認定こども園の制度ができてからは所得に応じてという形になっております。

委員：運営形態についての中の民営化とはで、「根幹部分については、公立でも私立でも変わりはありません。」という部分は、施設によって分けるという考え方ではなく、子どもにとってどうなのかという考え方によると書かれていると私は思っているんですね。この点については、認定こども園という形にするにしても大切にすべきことだと思います。子どもは幼稚園に通っても保育所に通っても、公立でも民間でも一緒ですので、この部分はとても大切な趣旨になってくると思います。

それに関連して、デメリットとして職員が変わるというのは、子どもの事を考えるかどうか。もちろん変わることはよくないことであると思います。

会長：民営になった場合、色んなことを協議に入れる場合も権限は町にあるわけですね。今のチューリップ保育所のような形態になるのですね。管理はちゃんとできるのですね。

事務局：はい、そういうことですね。

事務局：最後に5ページをお願いいたします。こちらは、「東忠岡小学校地区」の付近見取り図を添付しております。東忠岡地区につきましては、最初にも述べさせていただきましたが、幼稚園と保育所が隣接しておりますので、耐震化と合わせて、幼保の連携に必要な改修を行って参りたいと考えております。詳細につきましては、次回の会議でお示ししたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## 案件2. その他について・・・

事務局より、会議中、何点かのご意見ご質問をいただきましたが、今一度本日の案件をお持ち帰りいただき、ご覧いただき、ご意見等があれば事務局までご連絡をいただきたい旨を伝える。

また、次回は1月中に会議を予定しており、その際には、今回の案件についていただいた意見を十分に精査し、子ども・子育て会議としての一定の方向性を定めていきたい旨、資料等についても今回よりも具体的な内容で、より詳しい部分までお示しさせていただく予定である旨を伝え、次回の会議への参加もお願いする。

質問、意見等について

特になし

会長：以上をもちまして、本日の会議に提出いたしました案件は、すべて終了いたしました。これもちまして、第8回忠岡町子ども・子育て会議を終了いたします。委

員皆様ご協力ありがとうございました。

事務局：藤田会長様どうもありがとうございました。これをもちまして、第8回忠岡町子ども・子育て会議を終了させていただきます。委員の皆様、本日は年末のご多忙の時期にもかかわらず、長時間どうもありがとうございました。  
来年も引き続き皆様のお力をいただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

終了時刻午後8時